

2019年8月16日

事業者の皆さまへ

クリアウォーターOSAKA 株式会社

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて③

2019年3月20日のお知らせ掲載に引き続き、当社の入札における取扱いを定めましたので、お知らせいたします。

記

1 入札

今後、公開の入札案件について、入札に参加される方は案件ごとに入札説明書、指名通知書をご確認のうえ、入札書には見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

2 契約締結

入札説明書、指名通知書に記載した消費税率で契約締結を行います。

3 2019年3月31日までに契約締結の案件

契約時に確認しました経過措置の取扱いによって異なりますので、出来高の確認及び契約変更について、各担当と協議・調整を行ってください。

4 2019年4月1日以降に契約締結の案件

出来高の確認及び契約変更について、各担当と協議・調整を行ってください。

5 請求書

経過措置適用とした契約にかかる請求書については、「経過措置の適用を受けた」旨の記載と、対象金額（税込）の記載が必要になります。

請求金額の税率が8%と10%と混在している場合は、請求金額と内消費税等相当額の内訳として、それぞれの対象金額（税込）と内消費税額を記載してください。

6 入札・契約担当

クリアウォーターOSAKA 株式会社 総務部経理課

TEL : 06-6121-6026